首都直下地震ワーキンググループ協議における基本方針(案)

首都直下地震ワーキンググループにおいては、以下の事項に基づいて議論を行い、 アクションプラン案の策定を行うこととする。

1 総則

趣旨・目的、用語の定義等について定める。

2 適用基準

首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプランの適用基準を踏まえ、以下のとおりとする。

- (1) 東京23区の区域において震度6強以上が観測された場合。
- (2) 首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又はアクションプランを適用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると総務省が判断した場合。
- (3) 首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプランが先に適用された場合。
- 3 応援編成計画(受援県一応援県の組合せ)、応援・受援体制等
 - (1) 応援編成計画

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランと同様に、首都直下地震発生時において主として応援を受けると想定される4の都県(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県。以下「受援都県」という。)に対し、既存の災害時相互応援協定等も勘案しつつ、支援する道府県及び指定都市(以下「即時応援道府県等」という。)を割り当て、応援編成計画としてアクションプランに記載する。

- 【論点1】:応援側の単位については、南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランと同様に都道府県(管内市区町村を含む。)及び指定都市をそれぞれ一単位とすることでよいか。
- 【論点2】:受援側の単位については、南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランと同様に都道府県(指定都市を含む。)を一単位とすることでよいか。
- 【論点3】:応援編成計画策定に当たっての考慮事項については、南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランと同様に、①既存の相互応援協定、②被害規模、③応援側の職員規模及び④移動距離・時間・方角の4要素でよいか。

(2) 応援職員確保調整本部の設置

アクションプランを適用した場合、関係団体と協議の上必要と認められた場合 等に応援職員確保調整本部を設置する。

(3) 応援隊の編制等

アクションプラン適用後、即時応援道府県等は、原則として以下のとおり受援 都県に対し応援を行う。

- ア 受援都県の災害対策本部に対し、速やかにGADMを含む先遣隊を派遣する (プッシュ型)。
- イ 活動本部を設置し、統括責任者を任命するとともに統括班、応援班、後方支援班等から構成される応援隊を編制する。
- 【論点4】: 一の受援都県に対し、応援編成計画上のすべての即時応援道府県等が 先遣隊を派遣する必要があるか。また、その場合に、すべての先遣隊の派遣がプ ッシュ型であるべきか。

4 実効性確保のための取組

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランの第6に定める 実効性確保のための取組に準じて例示する。

【論点5】:首都直下地震の特徴に応じた取組はあるか。